

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 職員に支給する特殊勤務手当を見直し、所要の改正を行います。
〔主な改正内容〕
 - ・用地交渉等手当の廃止
 - ・特殊現場作業及び坑内作業に係る手当の廃止
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行します。